

金沢市中小企業創業者支援資金取扱要領

1 目的

この制度は、創業を図り、または創業まもない中小企業者で営業実績を持たないために、必要な資金を得ることに支障をきたしているものに対し、その必要な資金を低利で供給することにより、健全な創業を支援し、本市中小企業の振興に資することを目的とする。

2 取扱金融機関

商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

3 融資対象者

市税を完納している者で、次のいずれかに該当するもの

- ① 信用保証協会の保証の対象となる業種の中小企業（以下「中小企業」という。）を市内に創業するために、具体的な計画を有する者
 - ② 中小企業を市内に創業して1年に満たない者
- 但し、若者・女性起業家重点支援分については、令和5年4月1日時点で40歳未満の者又は女性であること。

4 資金の用途

創業のため若しくは創業後の経営安定のために必要な事業資金とする。

5 融資条件

- ① 融資限度額 1企業 2,000万円
- ② 融資期間 10年以内（1年以内の据置を含む）
- ③ 融資利率 別途、市長が定める
- ④ 担保・連帯保証人 取扱金融機関所定の扱いによる
- ⑤ 償還方法 元金均等償還

6 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）各2通を、取扱金融機関に直接、提出するものとする。なお、スタートアップ臨時支援分及び若者・女性起業家重点支援分は、借入申込書の様式及び添付書類が異なることに留意すること。

7 融資の報告

- ① 取扱金融機関は、借入申込書及び毎月末現在の融資状況を、翌月10日までに市長に報告（様式第3号）するものとする。
- ② 取扱金融機関は、別に定める様式により、6月末、9月末、12月末、3月末現在の融資残高を、各翌月の10日までに市長に報告するものとする。

8 その他

この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は当該要綱に定めるところによる。